

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご せいど しんせい てつづ
このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きに
せつめい
ついて説明したものです。

そうだん ふくしじむしょ あんなかし
わからないことやご相談のある方は、福祉事務所（安中市
やくしょふくしか
役所福祉課）におたずねください。



あんなかし

安中市

ANNAKA CITY

生活保護とは

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護は、このように困っている方に対して、その状況や程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

1. 生活保護を受けるにあたり必要なこと

保護を受ける方は、次のような努力をしてください。

これらの努力をしてもなお生活が出来ない場合に保護が受けられます。

1. 働ける方は能力に応じて働いていただきます。

2. あなたの世帯にある資産（土地、家屋、貴金属、生命保険など）で保有が認められないものは、売却等処分をしていただき、生活費に充てていただきます。

*自動車・バイクは、原則として所有及び使用することができません。

3. 他の公的な制度で活用できるものがあればそれらを優先して活用していただきます。（老齢年金、障害年金、雇用保険、児童手当など）

4. 暴力団等の反社会的団体に加わりや関係を持っている場合には理由を問わず受給が認められていませんので、脱退し、また、関係を断っていただく必要があります。

2. 生活保護を受けるうえで優先すること

扶養義務者の扶養（親、兄弟姉妹、子ども等からの援助）を受けられる場合は、生活保護に優先して受けてください。なお、扶養は可能な範囲で受けていただくものであって、援助可能な扶養義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。まずはご親族の状況や関わり等についてお聞かせいただき、援助の可能性について照会を行うかどうかを判断します。なお、DVや虐待等の事情がある場合は照会を行いません。

3. せいかつ ほ ご じゅきゅう 生活保護受給までの流れ なが

1. そうだん 相談

せいかつじょうきょう こま 生活状況や困りごとを聞き、せいかつ ほ ご せい ど かん 生活保護制度に関して説明を せつめい おこな 行います。

2. しんせい 申請

しんせい い し かくにん ほう 申請意志が確認できた方には しんせいしよるい しゅうにゅう し さんしんこくしやとう ていしゅつ 申請書類（収入、資産申告書等）を提出していただきます。
せいかつ ほ ご しんせい かつ ほんにん ふようぎ むしや た どうきょにん 生活保護を申請できる方は、本人、その扶養義務者またはその他の同居人です。

3. ちやうさ 調査

しんせいご たんとうしや いっしゅうかん い ない かにていほうもん 申請後、担当者が一週間以内に家庭訪問などにより せいかつじょうきょう かくにん せいかつれきとう 生活状況を確認し、生活歴等について ちやうしゅ かんこうしよ きんゆうきかん ほけんがいしや いりようきかん たい ちやうさ 聴取します。また、官公署、金融機関、保険会社、医療機関などに対し調査 じっし を実施します。

4. けってい つうち 決定・通知

ちやうさ もと くに さだ き じゅん 調査に基づき、国が定めている基準をもとにあなたの世帯が せたい せいかつ ほ ご ひつよう 生活保護を必要としているかどうか けってい せいかつ ほ ご う 決定します。生活保護が受けられるかどうかは、しんせい 申請があってから おそ いっ か げつ い ない つうち 遅くとも1ヶ月以内には通知します。

4. せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

せいかつふじよ いしよく こうねつ ひ どう にちじょうせいかつ ひよう 生活扶助 …衣食、光熱費等の日常生活の費用

じゅうたくふじよ や ちん ち だい じゅうたく ほ しゅう ひよう 住宅扶助 …家賃、地代、住宅補修費用

きやういくふじよ ぎ む きやういく う がくようひん きゅうしよくひどう ひよう 教育扶助 …義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用

いりようふじよ こくみんけんこう ほ けんそうとうぶん しんりようひ にゅういんひ くすりとう ひよう 医療扶助 …国民健康保険相当分の診療費、入院費、薬等の費用

かい ご ふじよ かい ご りよう かかわ ひよう ふくしやうぐとう ひよう 介護扶助 …介護サービス利用に係る費用、福祉用具等の費用

しゅっさん ふじよ さん かかわ ひよう 出産扶助 …お産に係る費用

せいぎやう ふじよ ぎのうしゅうとく ひよう こうとうがっこうしゅうがく ひよう 生業扶助 …技能習得費用、高等学校就学費用

そうさいふじよ そう ぎ かかわ ひよう 葬祭扶助 …葬儀に係る費用

かくふじよ し きゅう ようけん *各扶助の支給には要件があります。

5. 生活保護のしくみ

生活保護は、あなたの世帯（同じ家に住んでいる方、全員）の人数や年齢、家賃額などをもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、あなたの世帯の「総収入」を比較し、その不足する生活費等を補う制度です。原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なり、収入や世帯状況により変動します。

最低生活費			生活保護による扶助
		総収入	

○保護が受けられるとき

最低生活費 > 収入 となるため保護を要する。

不足分について生活保護費が支給される。

最低生活費		総収入

○保護が受けられないとき

最低生活費 < 収入 となるため、保護を要さない。

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう ほしょう
6.生活保護受給中に保障されていること

1. 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
2. 保護費として支給された金品に税金がかけられたり、差し押さえられることはありません。

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう まも
7.生活保護受給中に守っていただくこと

1. 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
2. 支出の節約を図り、生活の維持、向上に努めなければいけません。
3. 病気の方は医師の指示に従い、治療に専念しなければなりません。
4. 働けない事情がない方は、能力に応じて働く必要があり、積極的に求職活動を行わなければなりません。
5. 生活保護受給中は借入（借金）ができません。
6. 生活保護受給中は定期的な家庭訪問を行います。家庭訪問に応じていただくとともに、福祉事務所があなたの生活の維持、向上の目的で指導・指示したときは、これに従ってください。これらの指示等に従わない場合、保護を停止または廃止することがあります。

しんこく とど で
8.申告と届け出について

1. 収入があったとき、増えたとき、減ったとき
世帯が得たあらゆる収入について、すみやかに申告してください。

(例)・給与、賞与、子どものアルバイトによる収入

- ・各種年金、諸手当、雇用保険の給付金（失業給付）
- ・扶養義務者等からの仕送り
- ・保険金、交通事故などの慰謝料・賠償金、財産の売却収入

＊収入の種類により一部控除が適用される場合があります。

2.世帯、世帯員の状況に変化があったとき

(例)・就職や転職、退職したとき

・世帯員の増減があったとき（転出、転入、結婚、離婚、妊娠、出生、死亡など）

・入院や退院、転院したとき

・進学や卒業、退学したとき

・交通事故や災害にあったとき

・長期間留守にするとき

・転居するとき（必ず事前に福祉事務所に相談する必要があります）

・その他生活状況が変わったとき

9.生活保護費の返還

さしせまった状況のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合または保護費に払い過ぎが生じた場合等には、すでに支給した生活保護費を返していたく必要があります。

(例)・生命保険の解約返戻金や保険金・入院給付金を受け取ったとき

・各種年金、手当等をさかのぼって受給したとき

・交通事故の示談金、賠償金等を受け取ったとき

・財産を相続したとき

＊事実と異なる申告をしたり、意図的に申告をしなかったと判断された場合は不正受給とみなされ、すでに支給した保護費を徴収するほか、法律により処罰されることがあります。

10. 医療機関受診の際は

・通院するときは、福祉事務所に届け出が必要です。

・通院するときは、生活保護法の指定を受けた病院で福祉事務所から発券された「医療券」を提出します。これまで使っていた国民健康保険証や後期高齢者医療保険被保険者証は使えなくなります。ただし、職場で加入する健康保険証や自立支援医療受給者証等は引き続き利用していただきます。

＊令和6年3月よりマイナンバーカードを医療券・調剤券として利用できるようになりました。

・原則として、同一の疾病の治療については一つの医療機関を受診していただきます。一つの疾病で複数の医療機関の治療を受けることはできません。

・生活保護世帯の方は、原則として後発医薬品を使用していただきます。ただし、主治医の判断により先発医薬品が処方される場合を除きます。

11. 民生委員について

○民生委員

あなたが住んでいる地域には、生活にお困りになっている方の相談に応じたり、福祉事務所との橋渡しをしてくれる民生委員がいます。

相談内容を他の方に話すようなことはありませんので、困ったこと、悩んでいることなどがありましたら、安心して相談してください。

メモ

Blank memo area with horizontal dashed lines.

あんなかしやくしよ

安中市役所

ふくしか

福祉課

ほごかかり

保護係

だいひょう

(代表)

027-382-1111